

### <函館税務署でも確定申告を受付けします>

函館税務署でも次のとおり確定申告の受付けを行います。混雑緩和のため、会場へ入場する際は「入場整理券」が必要です。整理券は当日会場で配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。オンライン事前発行の詳しい方法は国税庁ホームページをご確認ください。

- ・受付期間 令和5年2月16日（木）から令和5年3月15日（水）まで ※土日、祝日を除く
- ・受付時間 午前9時から午後4時まで
- ・場 所 函館税務署（函館市中島町37番1号 TEL：0138-31-3171）

## 確定申告書は自宅からスマホやパソコンで作成できます！ e-Taxをご利用ください

1. 国税庁のホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます
2. マイナポータル連携をすると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書へ自動で入力することができます  
※マイナンバーカード読取対応のスマートフォンがあればご利用可能です

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

- ・「さあ自宅でe-Tax！確定申告書等作成コーナーから」  
([https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4\\_smart\\_shinkoku/pdf/01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/01.pdf))
- ・「マイナポータル連携で確定申告書に自動入力！」  
([https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4\\_smart\\_shinkoku/pdf/03.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/03.pdf))



## e-Taxを利用するメリット

- 税務署に行かず、自宅から申告
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要  
※法定申告期限などから5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります
- 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付
- 確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能  
※メンテナンス時間を除きます

(注) 源泉徴収票の提出又は提示は不要です

医療費の領収書の提出又は提示は不要です（代わりに医療費控除の明細書の提出が必要です）



確定申告に関する情報は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

※確定申告書等作成コーナー、e-Taxソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方のお問い合わせは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（0570-01-5901）へ

※マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問はマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）へ